平成２１年（フ）第２１０１号
名古屋市中区富士見町６―33　ソフィア東別院803、住民票上の住所愛知県一宮市千秋町小山字高砂20番地２
債務者　小西　一矢
１　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２１年（フ）第２１０６号
名古屋市港区金船町２丁目１番地の86　アーバネストＩＴＯ―202号
債務者　吉田　　清
１　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２１年（フ）第２１５６号
愛知県愛西市須依町寅新田208番地　スペリア佐屋527号
債務者　秋岡　真也
１　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２１年（フ）第１０５号
三重県伊勢市浦口３―７―16　西谷アパート103号、住民票上の住所三重県伊勢市八日市場町15番27号
債務者　南　かほり
１　決定年月日時　平成21年９月７日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係
平成２１年（フ）第１４０号
福島県会津若松市東千石１丁目２番29号　山口コーポ202号
債務者　山内　　修
１　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係
平成２１年（フ）第２６号
埼玉県秩父市野坂町２丁目12番３号
債務者　菅野　幸雄
１　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係
平成２１年（フ）第４０６号
新潟市北区平林1498番地
債務者　渋谷　ヨミ
１　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
新潟地方裁判所民事部
平成２１年（フ）第４０７号
新潟市北区平林1498番地
債務者　渋谷　潤子
１　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
新潟地方裁判所民事部
平成２１年（フ）第２６９号
奈良県天理市田部町133番地　天理教豊岡詰所、住民票上の住所鳥取市湖山町北４丁目628番地
債務者　古川　美香
１　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
平成２１年（フ）第２８７号
岡山県都窪郡早島町前潟87ルミネ早島202号室、住民票上の住所岡山県玉野市槌ケ原2078番地
債務者　大野　　保
１　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
平成２１年（フ）第３１９号
岡山県倉敷市茶屋町814番地２雇用促進住宅１―101号
債務者　岩岡　直樹
１　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
平成２１年（フ）第１６０８号
札幌市白石区菊水２条１丁目８番７―203号
債務者　谷内　英人
１　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２１年（フ）第２１１８号
北海道江別市いずみ野６番地の９
債務者　岩本　康博
１　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２１年（フ）第２１４６号
札幌市中央区南17条西８丁目２番31―201号
債務者　小嶋百合子（旧姓山崎）
１　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２１年（フ）第２２００号
札幌市西区八軒６条西４丁目１番９―405号
債務者　中矢　幸治
１　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２１年（フ）第２２２９号
北海道石狩市緑ケ原２丁目174番地
債務者　澤田　謙治
１　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２１年（フ）第２２３０号
北海道石狩市緑ケ原２丁目174番地
債務者　澤田　妙美
１　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部